

委員および一般からのご意見

①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘 (2004/12/20～2005/1/7)

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2004/12/20～2005/1/7)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
547	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	04/12/24	「『事業中のダムについての意見書(案)』の天ヶ瀬ダム再開発計画についての意見」が寄せられました。→別紙547-1をご参照下さい。
548	宇治・防災を考える市民の会 梅原孝氏	04/12/25	「『低周波振動問題』での区民アンケート結果について」が寄せられました。→別紙548-1をご参照下さい。
549	宇治・防災を考える市民の会 梅原孝氏	04/12/25	「『事業中のダムについての意見書(案)』の天ヶ瀬ダム再開発の項の問題点」が寄せられました。→別紙549-1をご参照下さい。
550	宇治・防災を考える市民の会 梅原孝氏	04/12/25	「『事業中のダムについての意見書(案)』のまとめに対する意見」が寄せられました。→別紙550-1をご参照下さい。
551	宇治市長 久保田勇氏	04/12/25	「宇治川の河川整備計画の策定に関する意見書」が寄せられました。→別紙551-1をご参照下さい。
552	支岐常正氏	04/12/27	「事業中のダムについての意見書(案) 天ヶ瀬ダム再開発に関する意見」が寄せられました。→別紙552-1をご参照下さい。
553	佐川克弘氏	04/12/27	「どうしても疑問が残る濁水シュミレーション(2)」が寄せられました。→別紙553-1をご参照下さい。
554	月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦氏	05/01/06	「事業中のダムについての意見書(案)を批判する パートⅠ」が寄せられました。→別紙554-1をご参照下さい。
555	月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦氏	05/01/07	「事業中のダムについての意見書(案)を批判する パートⅡ」が寄せられました。→別紙555-1をご参照下さい。
556	川上ダム対策委員会協議会	05/01/07	「川上ダム建設促進に関する要望書」が寄せられました。→別紙556-1をご参照下さい。
557	大賀須賀子氏	05/01/07	「川上ダム中止についてのご意見」が寄せられました。→別紙557-1をご参照下さい。
558	濱田憲和氏	05/01/07	川上ダムに関するご意見が寄せられました。→別紙558-1をご参照下さい。
559	伊賀の水と緑を考える会 浜田不二子氏	05/01/07	川上ダムに関するご意見が寄せられました。→別紙559-1をご参照下さい。
560	伊賀の水と緑を考える会 浜田不二子氏	05/01/07	川上ダムに関するご意見が寄せられました。→別紙560-1をご参照下さい。

2004年12月24日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会

藪田 秀雄

「事業中のダムについての意見書（案）」の天ヶ瀬ダム再開発計画についての意見

- 1、天ヶ瀬ダム再開発計画の最大の問題は、1500m³/秒放流のために下流の宇治川の改修が必要となり、自然環境と景観が根幹から破壊されるという問題である。

宇治川はその豊かな自然景観のゆえに古から愛でられ、その両岸に平等院と宇治上神社が建立され世界遺産となった。その宇治川が天ヶ瀬ダム建設以上に環境と景観に重大な影響を受けるのが天ヶ瀬ダム再開発である。

すでに天ヶ瀬ダム再開発、宇治川塔の島地区の河床掘削を前提とした5つの関連工事（塔の島と橋島の東半分の削減、塔の川締切堤設置、天ヶ瀬吊り橋から塔の川へ導水管敷設、亀石周辺の護岸工事、宇治橋左岸上流の埋め立て）が実施された結果、転落・死亡事故など人命への危機、景観破壊・環境破壊を引き起こしている。塔の島の河床掘削が宇治川に最後の止めを刺すことになる。宇治川の改修は、宇治川のもつ特別の価値を認識し、最大限の慎重さが求められており、現在では環境・景観の修復が求められている。

- 2、「事業中のダムについての意見書（案）」では、「（4）宇治川の流下能力の増大」で「宇治川の歴史的、文化的景観に配慮して河床の掘削量をできるだけ押さえるとともに、過去の景観との対比を通じて新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民とともに構築することが重要である。」としている。

さらに踏み込んで言うならば、「世界遺産と一体となった」「新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民とともに構築する」ためのシステムが必要であり、その一つとして「地域住民、市民団体が参加する『宇治川委員会』（仮称）の設置」が必要でないかと考える。

- 3、「3-3-3 天ヶ瀬ダム再開発への意見」で「宇治川塔の島地区の流下能力の増大を目的とした河床掘削においてさらに検討する必要がある。」「周辺景観及び水質保全について十分配慮の上、天ヶ瀬ダムからの放流能力の増大方法・増大量のほか、・・・宇治川の流下能力の増大方法についてのより詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する。」としている。

この場合、増大量は宇治川の流下能力が決め手となり、塔の島地区の流下能力は当該地区の歴史的景観の保全が決め手となる。

塔の島地区の特別の価値を認識するならば、①1500m³/秒以下の流下能力を検討すること(委員会でも意見が出されていた)。②流下能力の増大方法の検討の中には、河床掘削をできるだけ抑えることはもちろんのこと、代替案の検討が必要であり、鹿跳溪谷で景観保全のために検討されているのと同様に、バイパス・トンネルの検討が必要である。

「バイパス・トンネルの検討」を宇治川の流下能力の増大方法の検討にふくめていただきたい。「塔の島地区のバイパス・トンネルの検討」は、上下流の住民が参加した「天ヶ瀬ダムワーク2」で真剣な議論の結果をまとめた河川管理者宛の「意見書」に検討を求める項目として位置付けられている。

4、新聞報道で、宇治市が意見書を提出するという事で「治水最優先、景観に配慮」という報道があったが、新河川法の目的は「治水」「利水」「環境の保全」であって、治水が最優先であって景観・環境はそのあと配慮すればよいというものでなく、同時にクリアする必要があると考える。

宇治川の特別の価値は下記のとおりと考える。

- ①宇治市は、平成13年、「宇治市都市景観形成基本計画」で、世界遺産である平等院と宇治上神社とその間を流れる宇治川流域を宇治市民のシンボル景観と決定し、これを保全し後世に継承することを決定した。
- ②平成15年7月、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を策定した。その前文で「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民上げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにした。」とし、「地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方」において「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観などだれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」としている。
- ③今年6月に制定された景観法は、第2条で、「良好な景観は美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と定めている。

世界遺産と一体となった宇治川の歴史的景観は、特別に保全し継承しなければならない特別の価値を持っている。

5、1500m³/秒という高水位、長期間放流がもつ危険性を含む諸問題に対して地元

市民は不安に感じているが、どのようにこれをクリアするか意見書（案）で全く触れられていないことは疑問である。

6、天ヶ瀬ダム再開発の目的は、「淀川・宇治川の洪水調節」、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」であり、具体的には琵琶湖後期放流に対応する1500m³/秒放流である。

「事業中のダムについての意見書（案）」では「琵琶湖からの放流量を増大すると浸水時間が短縮されるため、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減に効果があるといえる。」としている。

琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減ということは当然必要なことであるが、浸水の原因と結果についての解明、正確な予測、これらにもとづく効果的かつ総合的な対策が必要である。「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」のための対策、すなわち「1500m³/秒放流」とする河川管理者の計画には疑問をもつ。

琵琶湖からの放流量増大による琵琶湖のピーク水位を押さえることによる浸水面積の縮小および浸水時間の短縮の効果は理解できる。しかし1500m³/秒放流が琵琶湖沿岸の浸水の「被害」の軽減にどれ程の効果があるのかさらに検証すべきである。

この間、家屋被害、農地被害の軽減について効果を検証すべきと、琵琶湖の水位と浸水地域、面積、その土地用途、家屋被害、農地被害の変化の関係についてシュミレーションを求めてきた。河川管理者がやっと11月8日の第3回サブダムに提出した資料もピーク水位と浸水戸数、ピーク水位と浸水農地面積のグラフがあるものの1500m³/秒放流による水位の低下と住宅被害、農地被害の減少の効果が読み取れる資料でもないのに、これで質問に対しては資料を出しましたと回答していること自体が合理性に欠ける。

家屋の浸水被害は、平成8年の洪水（琵琶湖ピーク水位93cm）で8戸が床下浸水しており、西ノ湖の畔の浸水家屋は、現地で聞くと、もともと車庫乃至倉庫として建てた建物に居住を始めたということであり、行政が宅地としての規制あるいは誘導を怠った結果である。その後周辺に建てられた建物は浸水を予想し、家屋に下駄をはかせている。浸水を想定した土地利用の誘導・規制がいかに必要であるかを明らかにしている。

琵琶湖周辺の農地が浸水するが、浸水イコール被害でない。農業被害の軽減のためには許容湛水時間24時間～36時間以内に水を引かせるための即効的な対策が必要で、琵琶湖全体の水位低下でなく、対象地域のポンプ強制排水が効果を発揮している。

琵琶湖総合開発事業の治水計画で、内水排除施設が、国土交通省と農林水産省の基準にもとづいて、14箇所設置されている。水資源機構の「琵琶湖周辺のために 琵琶湖治水 Q&A」は、「平成7年5月の洪水」において、「瀬田川の疎通能力の拡大により従前より速やかに琵琶湖水位を低下させることが出来た」とことと合わせて、「内水排除施設の効果で、浸水時間が大幅に短縮され、水稻への被害を最小限にいとめ

られた」と内水排除の抜群の効果を評価している。排水施設のない場所ではこの効果は望めない。地元の要望があれば必要な箇所への内水排水施設・排水ポンプの増設を検討すべきである。

全体として、浸水被害の実態と予測にもとづく総合的な、効果的な対策（浸水を想定した土地利用の誘導・規制、浸水した農地の水を36時間以内に水を引かせるために必要な箇所への内水排水施設・排水ポンプの増設、流入河川の整備、輪中堤などの治水対策など）をさらに検討すべきである。

また琵琶湖治水の計画高水位（治水計画上の水位）1.4m、常時満水位（通常の水位）0.3m、利用低水位1.5mの見直しは必要ないのか疑問に思う。（常時満水位を超えたら浸水被害ということと計画高水位1.4mの関係など、疑問がある。）

また琵琶湖治水を考えるためには、琵琶湖総合開発事業の治水計画の総括（目標、効果について評価）が必要である。

7、「事業中のダムについての意見書（案）」では天ヶ瀬ダム再開発の目的に「琵琶湖の環境改善」をあげている。

「琵琶湖の水位変動に関する環境改善には水位低下の抑制や水位の変動をできるだけ自然状態に復すように瀬田川洗堰の操作規則を改善する必要がある。操作規則の変更は治水及び利水の安全度の低下につながるおそれがあるために、これを回避・軽減するための対策すなわち天ヶ瀬ダム再開発は必要な事業である。またダム再開発により間接的であるが琵琶湖の環境改善にある程度の効果をもつことになる。」としている。

琵琶湖の水位を自然の状態と逆の状態に人為的に操作していることを是正し、できるだけ自然の状態に戻す必要があることは理解できる。そのために治水・利水の安全度を低下させないために琵琶湖からの放流量の増大能力が必要であるという一般論は理解できる。しかし、河川管理者が言うように、それが「1500m³/秒放流」でなければならぬということは理解できないし、検証されていない。

8、琵琶湖後期放流1500m³/秒は上下流の行政間の合意だとよく言われるが、その経過には疑問がある。

昭和39年天ヶ瀬ダムが、昭和29年9月の13号台風によって宇治川の向島で堤防決壊・大浸水の被害が発生したことを受けて建設された。

昭和46年、建設省は、淀川水系改修基本計画で、宇治橋付近の計画高水量を1500m³/秒に改定した。宇治橋付近より上流の流域で2日間連続降水量272mmの降雨があった場合を想定して、宇治川洪水に対応するもので、そのために宇治川の改修が必要だと市民に説明されている。

*「天ヶ瀬ダム地点（天ヶ瀬ダム地点の流域面積は瀬田川洗堰上流で352km²）で、ダムがない場合の自然洪水流量は2800m³/秒、これを天ヶ瀬ダムと大戸川ダム

の洪水調節により天ヶ瀬ダム地点で $1200\text{m}^3/\text{秒}$ にして放流する、天ヶ瀬ダムと宇治川の間で $300\text{m}^3/\text{秒}$ が考えられ、宇治橋付近で $1500\text{m}^3/\text{秒}$ が考えられる。現在の疎通能力 $900\text{m}^3/\text{秒}$ に比べて大きな差があり相当大幅な改修の必要が生じる。」

市民向けには宇治川洪水対策のためだといいいながら、実態は、宇治川を $1500\text{m}^3/\text{秒}$ 流せるように改修しておけば、琵琶湖後期放流に使用できるというものであった。

昭和48年11月28日の「宇治橋付近景観保全対策協議会の会議録」は次のような非常に興味深い内容を載せている。

「一説では琵琶湖総合開発との関連だということだが」という質問に対して、淀川工事事務所長は「天ヶ瀬ダムの放流量を増やすために川底を下げるのではないかということだがこれは違う。琵琶湖総合開発と絡んでお考えになっているようだがそうではない。」「琵琶湖沿岸の浸水、被害が起こるがこれは総合開発の中で琵琶湖周辺の治水ということで解決してゆく問題である。」「当然宇治川洪水が去った後には、琵琶湖の苦しさを解消すべく放流することになる。」「しかし宇治川を 1500ト の対象にする決め手になっているのは琵琶湖の治水策のためでなく、あくまで下流域の降雨量に対応するためのものである」と答えている。

「宇治川洪水について、一番低いところでは床下、床上の浸水があったが家屋は流れていない。もちろん治水の面で改修の必要性は認められるが、これだけ大きく景観を変えてまでという必要性はどうか。」との質問に対して、淀川工事事務所長は、「 1500ト 放流についての必要性についての議論はおさげ頂きたい。河川審議会が決まったもので『これでやれ』というふうに命令されているものである」と議論を封じています。

こうした経過から「琵琶湖後期放流 1500ト は約束だから守れ」という議論は市民的には通用しない。地元住民の不信感を払拭する河川管理者の対応が求められている。

以上

淀川水系流域委員会 様

2004年12月25日

現在、志津川区周辺で発生している、低周波振動問題について、区民アンケートを実施したところ下記のような回答が寄せられましたので、報告いたしますとともに、貴委員会としても十分な審議の上、事態が解決、改善されますようご尽力よろしくお願い致します。

報告 志津川区庶務 梅原 孝

「低周波振動問題」での区民アンケート結果について

2004年12月 志津川区

- 1、 現在天ヶ瀬ダム^トの放流（現在最高で毎秒900トン）によって低周波振動が発生し、毎秒700^ト前後の放流で建具の振動などの問題が出ています。このような状況についてあなたの家で感じられたことはありますか。

	イ、ある	ロ、ない	ハ、わからない
上之町	3	7	5
梅之町	0	3	0
井出之町	2	1	6
尾崎出町	7	0	1
中之町	5	1	12
下之町	15	2	1
合計	32	14	25

- 4、 その他 現在、天ヶ瀬ダムの放流量は最高900トﾝですが、天ヶ瀬ダム再開発計画ということで「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減のため」などで毎秒1500トﾝの放流（2週間近く続くことが予測される）に増やす計画がすすめられています。お気づきになったこと、ご意見、ご質問等があれば何なりとお書きください。

上之町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1500 t 放流で浸水被害の軽減の問題を解消しようとするなら 1500 t 放水すれば今現在よりも、もっと広範囲、症状の特化が表れるのでゲート放流は反対です。 ・ 何ヘルツの周波数が出ているのか。それとd b(デシベル)数はいくらなのか。デシベルとは音圧の事です。デシベルが大きいくらい、周波数は遠くまでとどきます。 ・ 900 トﾝでも建具が振動するのに、1500 トﾝも放流すると毎夜寝られないので 1500 トﾝ放流計画を中止に。 ・ 今のままでは何の支障はなかったけれど、量が増えれば何が起こるか不安である。量を増やすことはやめてほしい。
梅之町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸いにも感じていないが、区全体の問題として一致して取り組んでいくことが大切と思う。 ・ 1500 トﾝ放流になれば、多少影響があるのではと考えます。
井出之町	<ul style="list-style-type: none"> ・ この低周波振動が身体に影響があるのか知らない。影響があるとしたら、肩こりや寝起きに、体がだるい事がある。こんな症状に因果関係の証明がされるのならお願いしたい。対策を望む。
尾崎出町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の条件がすべて解決してから再開発計画を進めてほしいと思います。 ・ アンケートの集計により今後の対策が必要だと思う。 ・ この頃では振動になれたことも有りあまり感じられなくなりました。 ・ 防災上やむを得ないと思う。 ・ どのような放流の仕方なのか知りたい。もしダムからの放流であるのなら絶対反対である。
中之町	<ul style="list-style-type: none"> ・ (今年) 今の放流量でこのような状況が生じるのに、1500トﾝ近くの放流となった場合、その影響が色々な面で気になる。 ・ 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減のためとなっているが、琵琶湖総合開発ができて琵琶湖の水位が+ / M 5 0 c m - / 5 0 c m までいけるようになったので 1,500 t 放流は必要がないと思う。現在の河川や堤防を見ると危険だと思う。

- ・ 放流量が2週間も続いて志津川区に被害が出れば大変です。少しでも軽減につとめてほしいです。

下之町

- ・ 放流量が多くなれば当然振動も高くなることが予測される。「低周波振動」の解消早期解決策として如何なる方法があるのか、はなはだ疑問である。
- ・ 区からの配布文書等を判断するなら「琵琶湖河川事務所」が問題対応に取り組む姿勢そのものが欠如しているように思える。振動皆無策 難問中の難問で、非常に難しいことと思います。
- ・ 現在以上の放流は振動がきつくなる。
- ・ 白虹橋より京阪宇治駅迄の右岸、左岸道路の通行が不能になる。両道路の高上げを5m以上必要。川底を掘り下げても2～3年ですぐ土石流で埋まる。
- ・ 再開発は下流住民が危険。再開発はの区民のメリットはあるのか。志津川区は現状の再開発は反対すべし。
- ・ 再開発の問題について区民説明会を開いて決定するべきである。4役や役員会で決めるべきでない。
- ・ 現在放流量700ト～900トでも窓やガラスなどに振動があるのに1,500ト放流の計画がすすめられているようですが振動の強さは予測できません。計画を中止されるようお願い致します。
- ・ 現在でもこの状態なのだから1500tになればどうなるのか不安である。
- ・ きちっとしたシュミレーションをすべきと考える。それなしでの計画はやめるべきと考える。
- ・ 低周波の件・・・直接はわからないけど、夜中とか、何の音か、わからないような振動は感じる事はある。車かと家のまわりとかをみまわす時もある。1500トだったら、キレツとか入るのでは？

淀川水系流域委員会 様

2004年12月25日

日頃の奮闘に敬意を表します。12月20日に開催された第36回委員会に提案された「事業中のダムについての意見書(案)」の「天ヶ瀬ダム再開発」の項について、下記の点で問題があると考えますので、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

宇治・防災を考える市民の会

記

- 1、13ページ「天ヶ瀬ダムの再開発は、・・・宇治川の流下能力の増大方法についてのより詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する。」とされているが、「・・・事業を継続実施するのが妥当であるかどうかを判断する。」とされたい。
- 2、貴職自身も「より詳細な検討結果を踏まえて」と重大な認識をされているのに、検討すべき事項が何ら解決されていない中にもかかわらず、安易に「妥当である」と判断されるのは理解しがたいものである。
- 3、「検討すべき事項」については、①塔の島付近の景観問題は指摘されているが、誰もが指摘している②「脆弱な槇島堤防の強化」が欠落している。
- 4、「検討すべき事項」について、③ダム周辺の志津川区などで発生している低周波振動問題も全く解決されておらず、放置されたままである。
- 5、「検討すべき事項」について、④ダム付近の地質問題について、全く検証された報告がないのは重大な問題である。ダム左岸にトンネルを掘る計画に対する安全性についての調査・検証が欠落している。
- 6、「検討すべき事項」について、⑤1500トンの毎秒の高水位が長期間続くことで下流の内水害への対策がどうなるのかの検証がされていない。
- 7、3-3-2(1)「天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法」については、河川管理者の案だけで判断されている。幾度となく開催された「ワークショップ」など住民懇談会で出された意見が全く取り上げられていない。出された住民案も検証して判断すべきである。
- 8、3-3-1(1)琵琶湖の環境改善について「ダム再開発により・・・ある程度の効果をもつことになる。」ときわめて曖昧な表現になっている。「再開発による下流の洪水の危険が増し検討すべき事項が山積」している中で、「ある程度の効果」のような曖昧な表現では、危険にさらされる下流・宇治の住民は納得できないものである。どのような効果であるのか明確にされたい。
- 9、3-3-1(2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減について「効果がある」と判断されているが、浸水時間と被害の状況について実態がいまだに明確になっていない。前項(1)の環境改善のために「琵琶湖の水位の変動を自然状態に復す」とされている。結果として初期水位を上げることになり、天ダム再開発を実施したとしても、その効果は減殺され、被害の軽減にはならないが、それで了解されるのか。
- 10、琵琶湖周辺や洗堰などの実態と経過については、12月15日の第30回琵琶湖部会において嘉田委員が「琵琶湖水位操作についての意見書」で詳しく報告されている。内容は、琵琶湖周辺と下流域での洪水災害の質の違いなど、見識の高い事実に基づいた流域委員会に相応しい報告であると考えるが、この嘉田委員の報告が生かされた意見書となるよう期待するものです。

以上

淀川水系流域委員会 様

2004年12月25日

「事業中のダムについての意見書（案）」のまとめに対する意見

宇治・防災を考える市民の会
事務局次長 梅原 孝

記

- 1、12月15日の第30回琵琶湖部会において嘉田委員より「琵琶湖水位操作についての意見書（案）（全体について）」の報告されたが、現状を正確につかんだ報告になっており高く評価する。河川管理者から、これまでに洗堰の操作規則などなぜこのような報告がでなかったのか、と残念に思う。以下嘉田委員の報告内容でまとめに生かしてもらいたい事項を報告する。
- 2、「報告5 洗堰の全閉操作と下流の治水」の項「総合的に考える時、重要なことは、琵琶湖周辺の溢水では、水位はじわじわとあがり、通常の状態では、死者を出すほどの水害にはならないということである。それに対して、下流の宇治川、淀川の堤防破壊などが万一起きた場合には、予想もできないほどの甚大な被害がおき、そこには人名被害がおきる恐れが大きいということである。特に滋賀県も危惧しているように、宇治川の治水安全度は低い。・・・略・・・これらの地域で昭和28年のような水害がおきたら、どれほどの人的、財産的被害が起きるのか、今後真剣にシミュレーションをする必要があるだろう。」と指摘されている。

昭和28年の大洪水では宇治川に1780トンが流れ堤防が決壊。宇治市最悪の日といわれる大被害をだしたところである。今回の計画は前期放流2日間とあわせ後期放流を含めて約2週間もの長期わたる1500トン放流が続くことになる。

今回の貴職のまとめでは、「詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する」となっている。詳細な検討結果を得た後に実施できるものなのかの判断をすべきものと考ええる。

また脆弱な宇治川堤防の強化が欠落しているのも重大なことである。
- 3、「報告4 洗堰をめぐる洪水期の操作規則とその問題点」の項「洪水期にあらかじめ水位をさげておいて、琵琶湖周辺の洪水リスクを低めることは、総合開発の効果として湖岸の住民には強く歓迎されることであった。さらに、湖岸堤防を建設し、内水排除ポンプを設置することで、湖岸の浸水リスクは低められた。しかし、琵琶湖全域が、総合開発での計画高水位である1.4メートルまで浸水被害が起きないという状況まで、総合計画は至っていない。湖岸235キロメートルの中で、+60センチメートルくらいから水田が徐々に水がつきはじめ、1.4メートルでは冠水する水田面積は5000ヘクタールほどになる。床下浸水が100戸、床上浸水が10戸近くとなる。」と指摘されている。

この報告は、これまで聞いてきた河川管理者の報告とは食い違うところもある。しかし報告の実態は我々も現地調査・見学した内容と一致するものである。

この実態に基づいて対策を講じる必要があると考えるものである。
- 4、「報告6 新しい琵琶湖治水の枠組みを一湖岸地域の遊水池」の項では「・・・下流の治水リスクは人名被害などの壊滅的な被害が予想される。それに対して琵琶湖

岸での治水リスクは、水田と住宅の財産被害である。これら琵琶湖岸の財産被害の増大リスクに対しては、大戸川ダム建設がひとつの案として考えられる。しかしダム建設の代替案として、琵琶湖岸の浸水被害地を、制度的に「遊水池」として、地上権を設定することで、あらたな治水対策のフレームをつくることも可能ではないだろうか。特に、現在4割ほどの転作などを求められている稲作においては、集落毎に集団的に、遊水池機能をもつ水田を湖辺部に集めることで、「遊水池としての新たな機能」を付与することもできる。と同時に、湖岸域での新たな住宅や事業所の建設を制限する、という都市計画的、土地利用的な規制も必要となる。……」と指摘されている。

この視点こそ上下流の相互理解できるものであり、環境問題なども含め琵琶湖再生の道であると考えられるものである。

以上

平成16年12月24日

淀川水系流域委員会委員長 様

宇治市長 久保田 勇

平素は、淀川水系河川整備計画の策定に多大なご尽力を賜り、心より敬意を表します。特に宇治川の治水および利水、環境などにつきまして、あらゆる角度からご検討頂いておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昭和46年3月に河川審議会におきまして、宇治川の計画流量を毎秒900tから1500tに変更されましたことにより、本市では、宇治橋周辺景観への影響を考慮し、「宇治橋付近景観保全対策協議会」を設置するなかで、宇治橋付近の景観保全についての意見をまとめ、旧建設省に提出させていただきました。そして、その意見を十分に尊重して宇治川改修事業を進めて頂いているところでございます。

また、平成2年3月には、「淀川水系河川環境管理基本計画」と「淀川水系河川空間管理計画」を策定いただき、さらには、平成12年8月に宇治川塔の島地区河川整備検討委員会での議論を踏まえ、淀川水系流域委員会でご審議いただいているところでございます。

このように貴機関におきましては、宇治川の河川機能と役割につきまして、十分ご理解をいただき、総合的にご検討をいただいているところであり、心より感謝を申し上げます。

一方、本市におきましても世界遺産に登録されております平等院や宇治上神社とその周辺の宇治川の景観を市民のシンボル景観として位置付け、平成15年3月に「宇治市都市景観条例」を施行したところでございます。

また、宇治川は本市の第4次総合計画における土地利用構想のなかでも、治水上重要な役割を果たしているだけでなく、宇治の豊かな自然の象徴であり、悠久の歴史を語り継ぐ本市のシンボルとして大きな役割を果し、その清流と周辺の自然環境の保全に努めると、その位置付けを明確にしており、宇治市のまちづくりにとりまして重要な要素であり、それだけに宇治川にかかる河川整備に重大な関心を寄せているところでございます。

つきましては、今後の宇治川の河川整備計画の策定にあたりましては、上記のことについてご高配を賜りますとともに下記の点について格段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

「治水・防災に関すること」

本市では、抜本的な治水対策として昭和28年の宇治川堤防の破堤による大洪水を契機に昭和46年に改定された「淀川水系工事实施基本計画」に基づいて、宇治川上流の宇治橋地点において超過確率1/150年、2日連続雨量272mm、計画高水流量1500m³/sの降雨を対象とする宇治川改修計画と天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させるために現放流量900m³/sを1500m³/sに能力アップした天ヶ瀬ダム再開発計画が定められていました。当時、建設省（現国土交通省）の説明によりますと琵琶湖周辺の浸水被害の軽減だけでなく下流部の浸水被害を軽減する効果もあるという点に同意し、宇治川改修事業はもとより天ヶ瀬ダム再開発事業に関わる関連事業に協力し、今日に至っているところでございます。

一方、これまでの流域委員会での審議のなかで治水・防災面における「水害に強い地域づくり」として、破堤による被害の回避・軽減をハード・ソフト面を含めた基本整備方針が出されております。

この計画では、瀬田川洗堰から塔の島に至る区間の流下能力（放流能力）の増大を総合的に判断するうえで、問題となる放流量の増大量と増大方法にあり、それに伴う堤防の強化が求められており、宇治川の塔の島地区の河道掘削の実施には、塔の島地区の歴史的景観の保全対策の問題と天ヶ瀬ダムの放流量の増大には、宇治川の堤防補強対策が急務であります。

現在、「淀川堤防強化委員会」において議論、審議していただいております宇治川堤防27kmの補強対策については、破堤による甚大な被害を及ぼさないよう、早急に工法の検証を行い補強手法を決定していただいて堤防の安全性を高めていただけることを求めます。

なお、河道掘削の実施にあたっては、塔の島地区の歴史的景観の保全の観点から周辺の自然景観への影響を配慮した実施計画を求めます。

併せて、1,500m³/s放流がなされた場合、宇治川の水位は上昇し、周辺地域の内水排除が緊急の課題となり施設整備など、その対策に十分な検討を求めます。

「河川環境に関すること」

基礎案に記述されている河川環境における「魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討する」内容について、その方策として縦断方向の河川形状の修復を積極的に推進すべきであるとしております。

本市には、鮎・鰻の稚魚や絶滅危惧種にあるナカセコカワニナが生息していることから、生物の生息・生育の環境を配慮するうえで鮎・鰻の稚魚などの遡上が可能な魚道の整備やナカセコカワニナの営巣の確保などを検討していかなければなりません。

現在「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委員会」の議論のなかで既設ダムに魚道を設置する方向でさまざまな案について検討がなされていることは大変評価をいたしておりますが、設置にあたっては先行事例の効果も十分検証した上で有効な方策を検討され、自然・環境・生態系に十分配慮した河川整備を求めます。

「景観に関すること」

本市では、平成15年3月に「宇治市都市景観条例」を施行し、宇治市都市景観形成基本計画の行動指針に宇治川及び世界遺産の平等院や宇治上神社周辺の塔の島地区を市民のシンボル景観としての保存継承として位置付けしており、宇治市のまちづくりにとりましても大変重要な要素でもありますので、河川整備計画策定にあたっては、その趣旨を勘案していただきまして、景観の保全・再生に十分ご配慮した整備計画を求めます。

(宇治の夏の風物詩である鶺鴒の保存継承)

(宇治川の名石である亀石の保全)

「利用に関すること」

河川利用は、自由使用の原則のもと、環境教育を推進する場という観点等も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本整備方針としております。

本市は山紫水明の地でもあり、平等院をはじめとする歴史的建造物や史跡等が数多く観光資源が豊富であることから、この貴重な自然景観・文化を観光に積極的に取り組み、宇治橋上流から天ヶ瀬ダムに至る区域を東海自然歩道や特別風致にマッチした景勝地にふさわしい琵琶湖国定公

園として指定されております。このように宇治川筋の景観を肌で感じ幅広い市民が堤防を活用できるような遊歩道やサイクリングロードの整備を求めます。また、宇治川流域の河川敷は、火災や水難救助等の重要な活動拠点としての役割を果たしていることから、災害対策用車両の搬入路の確保を求めます。

「ダム（利水含む）に関すること」

天ヶ瀬ダム再開発計画について、従来計画では淀川、宇治川の洪水調節、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、京都府の新規利水の確保を主たる目的で計画されておりました。今回の基礎案による以下の7項目による調査検討結果〔中間報告〕が出されました。

- ①琵琶湖の浸水被害の軽減のため「水害に強い地域づくり協議会」において土地利用誘導等の諸施策についての検討。
- ②天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した放流方法の検討。
- ③放流方法の変更に伴う環境への影響についての調査・検討。
- ④貯水運用の変更に伴う環境等の諸調査。
- ⑤天ヶ瀬ダム再開発を含む瀬田川の流下能力増強による琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための琵琶湖の水位操作についての検討。
- ⑥土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
- ⑦利水について水需要の精査確認を行う。

調査結果に基づく治水に関する調査項目①、②で、宇治川及び淀川の破堤の危険性を増大させない観点から、洪水時における琵琶湖からの放流を瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムの操作〔コントロール〕規則のもとで洪水調整を図ってきた経過があります。今回、滋賀県から提案された琵琶湖からの放流量の増大に対して瀬田川洗堰（全閉ルール）の操作見直しについて国も検討していく方向が打ち出されております。しかし、この提案は全開放流による下流域の洪水危機を懸念させるものであります。これまでの歴史的な経緯のなかで「上下流の相互理解」のもとで水位操作が進められてきたことを真摯に受け止めていただき、このことが淀川水系全般における治水の根本的な課題の一つでもありますので、関係自治体や住民の意見を踏まえ、慎重かつ十分な議論を尽くされることを求めます。

次に、ダムの放流能力増大方策として、既存施設の活用上、不足量については、ダム本体〔堤体〕に新たに放流口を設け、検討するとなっております。

ますが、この方策の是非を含めたダム本体の安全性については十分な検証を行った上で慎重に進めていただくとともに、既存施設の活用以外についても検討を求めます。

次に、環境に関する調査項目③④⑤⑥で放流能力の増大による低周波音の拡大が考えられます。現に天ヶ瀬ダム周辺地域の家屋等において低周波音が発生している事実があります。これまでにダム放流時に家屋等の調査を実施していただいておりますが、ダム放流との因果関係について立証はされていません。今後、さらに詳細な現況調査と低周波音発生状況の予測と低周波音低減の方策を検討し、対応を求めます。

また、水位操作については、放流量の増大量と琵琶湖水位の低下量の関係を十分踏まえて琵琶湖の水位操作を検討されるよう求めます。

利水に関する調査項目⑦で京都府が将来の水需要の見直しで下方修正をしたことにより、再度水需要の精査を求めます。

「結 び」

昨今のヨーロッパや中国、朝鮮など世界のいたるところで大洪水が発生し、国内におきましても本年、観測史上最多となる10個の台風が上陸するなど、かつて例を見ない異常な局地的豪雨が頻繁に発生し、多くの人命が奪われ、都市やまちが破壊されている状況にあります。

幸いにして本市では天ヶ瀬ダム建設以降、大規模水害等に見舞われることなく、天ヶ瀬ダムが治水・防災などあらゆる面で重要な役割を担い、その恩恵と有効性は計り知れないものがあります。昨今の国内外の自然災害情勢や昭和28年の本市での大水害を考えると、治水の優先性を念頭においた河川整備計画を策定すべきものと言わざるを得ません。

ましてや宇治川改修や天ヶ瀬ダム再開の両事業は、ひとり宇治市だけの問題ではなく、淀川水系流域自治体にとりましても極めて重要な事業であります。

つきましては、宇治市として、まず第一に市民の生命と財産を守るための「治水」を最優先させ、そのことがしっかりと確保された上で生態系や景観などにも最大限の配慮すべきとの基本的な立場に立って、上記のとおり意見を提出させていただきますので、河川整備計画の策定にあたりましては、十分留意いただきますようお願い申し上げます。

2004年12月25日

淀川水系流域委員会 御中

志岐常正

貴委員会「事業中のダムについての意見書」(案)のうち、主に天ヶ瀬ダム再開発に関する問題につき意見を申し述べます。ご検討をお願いいたします。

結論的に言えば、3-3. 天ヶ瀬ダム再開発の章の内容には、1. はじめに述べられている基本姿勢や、2. 事業中のダムについての検討方針に反する多くの問題があると考えます。、全面的な再検討を望みます。以下、やや順不同ながら、問題点、疑問点をのべます。

1. 記述の最後に、“事業を継続実施するのが妥当である”とされていますが、その前に挙げられている“配慮”や“詳細な検討”が、未だなされていない今の時点では、乱暴な結論であります。なお、何度も指摘したように、周辺景観や水質保全を配慮しない工事がすでに前倒し的に行われています。この工事への抗議がまずなされなければ、“充分な配慮”と言っても空文句になると危惧いたします。
2. “宇治川の流下能力の増大”の内容は何でしょうか。“案”では、洗堰からの流下能力増大と、天ヶ瀬ダムからの流下能力の増大とを混同しているように見えます。

琵琶湖周辺の人々が、琵琶湖の水位が上昇した時の速やかな対応とそのための洗堰からの放流(ゲートの全開)とを要求していることは、それなりに理解できます。だからと言って、天ヶ瀬ダムからの放流能力を増大させなければならないということには、必ずしもなりません。

「天ヶ瀬ダムワーク」でもこの点がかなり認識され、琵琶湖周辺住民も下流住民も、ともに納得できる案を考えようという雰囲気が生まれました。この時点において、上下流住民の対立をあおる結果になるような意見がだされることは、非常に遺憾であります。

洗堰と天ヶ瀬ダムとの間には、多くの水の出入りがあります。この間において、200～300トン毎秒程度の水を処理し、宇治橋では1500トン毎秒の水を流さずにすむようにすることを、まず検討すべきであります。この点に関し、「天ヶ瀬ダムワーク」では大戸川ダムの建設を、もう一度考えてはという意見がかなりでました。また、私は、かつての“古宇治川”の流路に沿う分水、あるいは田原の水を城陽の砂利採取跡に導く案を提起しました。自然史に逆らわないことが、自然に人工を加えるときの原則であるからです。貴委員会が、これらの案を無視せず、検討されることを切に希望いたします。

3. 天ヶ瀬ダムに関してだけでなく、3章. 事業中のダムへの意見の全体において、貴委員会での検討には、諸問題のかなりの単純化があるように思います。とくに、“効果の対象から除外する”という、乱暴とも言える切り捨てが目立ちます。この点では、1. 2. 章の考え方と反しており、近畿整備局と共通の検討の仕方と言わざるをえません。

私は、あちらで50トン毎秒、この方法で100トン毎秒といった調子で、降水域での治山やごく小規模ダム設置、内湖復活などを含む総合的洪水調節をすることによって、宇治橋で1500トン毎秒の水を流さずにすむようにすることを検討すべきだと言って

きました。貴委員会では、総合治水のみでなく、環境、利水、治水その他を総合的に検討することを根本方針とされてきたと思います。3章の内容はこれに反するものです。

4. 一つ付言します。3章では、宇治橋より下流への影響に関する検討が貧弱です。とくに宇治川増水の山科川その他へ影響、低湿地での内水災害リスク増大の怖れについては触れてさえありません。この点だけでも、この意見書(案)は下流住民にとって受け入れ難いものです。

5. さらに一つ要請をいたします。琵琶湖の水位を急激に変化させることが、生態系や漁業資源にとって問題であることは理解できます。しかし、貴委員会で考えておられる春から夏にかけての水位調節案は、毎年の豪雨や、非常に例外的な大豪雨による水位上昇と魚の産卵との関係を、魚種毎に検討された結果によるものかどうか、不安に感じます。何故、どの時期には水位を下げて、あるいは上げて、また変動させていけないのか、委員会の結論を出される前に、これまでよりも具体的な説明を頂きたいと思います。

2004. 12. 18

佐川克弘

どうしても疑問が残る渇水シュミレーション(2)

私は先に「どうしても疑問が残るS14渇水シュミレーション(1)」で、河川管理者のシュミレーションが上工水についても農水についても実質的には「取水制限ナシ」のシュミレーションであることを指摘しました。ここでは原点に戻ってS14渇水シュミレーションに対する疑問を指摘したいと考えます。私の疑問は以下の三つに大別出来ます。(1)そもそもS14年は「H6年渇水を上回る史上最大の渇水」なのかどうか(2)シュミレーション①の取水制限や維持流量の放流制限の設定時期や制限率が甘いのではないかと(3)枚方確保量の内訳(琵琶湖の放流量、木津川・桂川からの流入量)がS14時点での河川流況と建設済みのダム群を正しく評価しているのかどうかの3点です。

(1) S14年は果たして「H6を上回る史上最大の渇水」でしょうか。

最初に改めてS14とH6の琵琶湖流域の降水量を確かめたいと思います。(【資料1】参照)

ご存じの通りS14の降水量は1,452mm、H6は1,220mmです。

しかし重要なのは(瀬田川大堰操作規則で6/16以降琵琶湖の水位がBSL-20cmに下げられますから)6月以降の降水量です。【資料1】から容易に計算出来ますが6~12月の降水量はS14年=718mm、H6年=699mmです。つまりS14年がH6年を若干上回っているのです。

但し月別に詳しく見るとH6年9月に台風26号による“恵の雨”により305mmの降水量を記録したのにS14年の降水量は150mmでした。H6.9.15琵琶湖水位は史上最低のBSL-123cmとなりましたが、6~9月の累計降水量はH6=513mmに対してS14年は425mmでした。

その後H6は10月=37mm、11月=53mmに対して、S14は10月=118mm、11月=86mmで、6月以降の累計降水量はH6=603mmに対してS14は629mmと逆転してしまいます。このことからS14年の琵琶湖最低水位記録日は11月にずれ込むとは思われますが、水位はどんなに下がってもBSL-130cm程度に止まるのではないかと思われます。というのはS14渇水シュミレーションにおいて設定した枚方確保量はH13実績で、その値はH6よりも少ないと考えられるからです。(【資料2】参照)

(2) 取水・放流制限の発動時期と制限率に対する疑問

この問題については委員各位、関西のダムと水道を考える会代表 野村東洋夫氏からも指摘されていますが 私も全面的に同感です。あえて私見を述べるとすれば維持流量の10%カットだけでもBSL-60cmから発動すべきだと考えます。

なおH6年にはご存じの通り神崎川・大川の維持流量(70m³/S)に対して最高50%の放流制限が実施されましたが、その内容は【資料4】の通りです。

(3) 枚方確保量の内訳に対する疑問

最初に【資料2】をご覧ください。ご存じの通り滋賀県は「琵琶湖・淀川流域の将来ビジョンの提案（その1）」と題する論文を土木学会で発表しました。このシュミレーションは①丹生ダム・大戸川ダムにより約1億3千万 m^3 の水を“補給”し②維持流量も一切放流制限せず③枚方確保量もS13実績よりも多く見込む「検討条件」で、S14.11.30に琵琶湖最低水位がBSL-150cmに達するというものでした。

このままでは河川管理者のS14濁水シュミレーションと直接比較することが出来ません。上記①～③を河川管理者の設定条件と同一に補正したのが【資料2】の数値です。補正後の琵琶湖最低水位はBSL-129cm（11.30現在）と、私が（1）で想定したBSL-130cm以内に収まっていることが分かります。

それに対して河川管理者のシュミレーションは【資料2】に記載していませんがS15.1.21～25にBSL-172cmに達するとしています。両者の差=43cmは水量に換算すると約2億9千万 m^3 という膨大な量です。同じS14濁水で枚方確保量や維持流量の制限条件も同一なのに算定結果が何故このように乖離してしまうのでしょうか？

ここで【資料3-1】および【資料3-2】をご覧ください。枚方確保量に対する琵琶湖依存度について河川管理者は滋賀県よりも約3億4千万 m^3 も多く、これが滋賀県よりも琵琶湖水位を押し下げる原因であることが分かります。一方滋賀県のシュミレーションでは日吉ダムや木津川ダム群の貯留量を“6/15で利水容量一杯と設定”（【資料5-1】参照）し、その水量は【資料5-2】の通り木津川ダム群で562.5 m^3/S 、日吉ダムで185.2 m^3/S 合計747.7 m^3/S です。これを水量に換算するには86,400倍すればよいのですから約6千5百万 m^3 となります。

河川管理者のS14濁水シュミレーションにおいて、スタート時点での日吉ダムや木津川ダム群の貯留量の設定が、上記滋賀県の設定条件と異なっていたとすれば枚方確保量に対する琵琶湖依存度を高めることとなります。しかしこれだけでは河川管理者と滋賀県との差は埋まらないので、逆上って琵琶湖流域以外の自然流量の設定についても解明しないと疑問は解消しないのではないかと考えます。

以上

【資料1】

S14、H6における琵琶湖流域月降水量

単位：mm

	S14		H6	
	降水量	累計	降水量	累計
1月	161		95	
2月	95	256	134	229
3月	170	426	58	287
4月	132	558	94	381
5月	76	634	140	521
6月	133	767	118	639
7月	73	840	25	664
8月	69	909	65	729
9月	150	1,059	305	1,034
10月	118	1,177	37	1,071
11月	86	1,263	53	1,124
12月	89	1,352	96	1,220

【資料2】

琵琶湖の水位比較表

単位：cm

	H 6 実績	整備局	滋賀県
6 / 30	- 1 9	- 2 8	- 2 8
7 / 15	- 3 1	- 3 7	- 4 2
7 / 31	- 5 9	- 6 0	- 5 5
8 / 15	- 8 6	- 8 7	- 7 9
8 / 31	- 1 0 4	- 1 1 8	- 1 0 3
9 / 15	- 1 2 3	- 1 2 7	- 1 1 1
9 / 30	- 6 5	- 1 3 4	- 1 1 5
10 / 15	- 4 9	- 1 4 7	- 1 1 9
10 / 31	- 6 0	- 1 4 7	- 1 2 0
11 / 15		- 1 5 3	- 1 2 4
11 / 30		- 1 6 3	- 1 2 9
12 / 15		- 1 5 8	- 1 2 6
12 / 31		- 1 6 2	- 1 2 5
1 / 15		- 1 6 3	- 1 2 3
1 / 31		- 1 6 4	- 1 2 1

(注)

- ①「整備局」はH 1 6. 1 1. 8 淀川水系流域委員会資料1-2および整備局の提供データに基づいて算定した。(ケース①' ベース)
なおこのシュミレーションでは神崎川・大川の維持流量に対する放流制限は延べ279日実施することになっているが、上表の期間中では延べ164日191,722千m³放流制限することになっている。
- ②「滋賀県」は『琵琶湖・淀川流域の将来ビジョンの提案(その1)』による。但しこのシュミレーションは(整備局と比べ)枚方確保量が過大で、維持流量の放流制限も考慮していないので、その補正後の値である。補正するのに用いた値は整備局設定値と同じ。
- ③H 6 実績は H 7・3 水資源開発公団関西支社『淀川水系平成6年渇水記録』による。なおこの資料にはH 6. 1 1月以降のデータは記載されていない。
また神崎川・大川の維持流量に対する放流制限は延べ35日、その量は86,400千m³であった。

【資料3-1】

整備局・滋賀県 琵琶湖放流量比較表（ケース①'ベース）

単位：m³/S

	整備局	滋賀県
6/16～30	1,674	1,465
7月	3,517	2,987
8月	3,599	2,877
9月	2,508	2,070
10月	2,350	1,717
11月	2,040	1,412
12月	2,322	1,990
1月	2,772	2,344
合計	20,782	16,862

【資料3-2】

整備局・滋賀県 木津川・桂川流入量比較表（ケース①'ベース）

単位：m³/S

	整備局	滋賀県
6/16～30	376	585
7月	834	1,364
8月	539	1,261
9月	1,082	1,520
10月	1,315	1,948
11月	1,296	1,924
12月	1,115	1,447
1月	626	1,054
合計	7,183	11,103

（注）H16.11.8第3回3ダムサブWG資料1-2のバックデーター
 およびH16.5.22滋賀県「琵琶湖・淀川流域の将来ビジョンの
 提案（その1）」に基づいて作成。

【資料4】

H6における神崎川・大川の維持流量制限実績

単位：m³/S

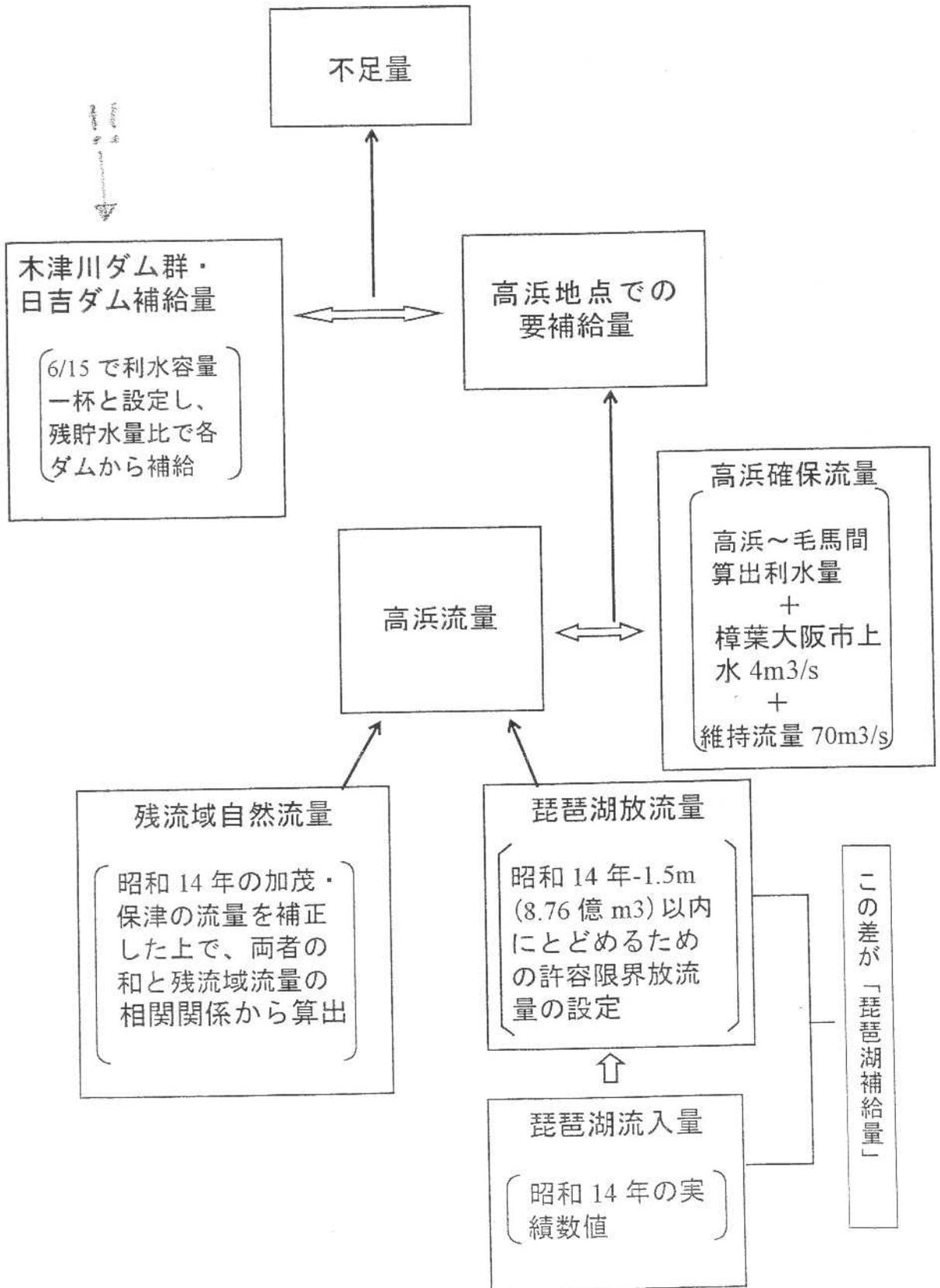
	期 間	①日数	②制限量	③ (①×②)	制限開始日の水位
第1次	8.22~9.2	12	20	240	BSL-94
第2次	9.3~9.9	7	30	210	BSL-108
第3次	9.10~9.14				
	9.19~9.26	14	35	490	BSL-116
緩和	9.27~0.28	2	30	60	BSL-88
合 計				1,000	

(注)

- 1) 9/15~18は秋雨前線による降雨により制限を一時解除。
- 2) 9/29台風26号により制限を一時解除、10/4全面解除。
- 3) 制限量合計は(1,000×86,400=86,400,000)なので8千6百40万m³となり、この制限を実施しなかったら琵琶湖の水位はさらに13cm低下しBSL-136cmに達したことになる。

琵琶湖利水管理操作表の計算原理図

木津川ダム群のうち、室生ダムは、初瀬分水のため、ここでは、補給対象ダムから除外し計算している。



《事業中のダムについての意見書（案）を批判する》パート I

‘05.1.6

月ヶ瀬憲章の会 浅野 隆彦

1. 淀川水系流域委員会の最も誇り得るところ。

「提言」中の「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」とした内で、アンダーラインで示したところである。

新河川法は「住民意見の反映」を「河川整備計画」策定の前提としてはいるが、「…措置を講じなければならない。」のみで、実質的な「判断の主（あるじ）」は、河川管理者であるから、「住民参加」の提案が虚しく映る。その点、上記「提言」の『住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり』とした理念が、唯一、「河川整備計画」のみならず、「河川総合開発基本方針」等も、民主化へ導く事が出来る「国民主権」の有り方なのである。これが現委員会最大の成果であった。

2. 何故、明確に「重大な不備」と指摘しないのか。

「基礎原案」に対しては、意見書中<7.1.1 ダム計画の方針>に於て、『「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備である』と指摘している。

それを受けながら「基礎案」で変化がない。今回の意見書は、それを踏まえ、最大の厳しさと、明確にそれを指摘した意見を述べなければならない。『「提言」および「意見書」で表明したことを再確認し』と述べてはいるが、これではそれからの後退姿勢が感じられ、「基礎案」でも頑として「官主導」を貫いた考え方への屈服と、見られなくもない。

《事業中のダムについての意見書（案）を批判する》パートⅡ

=木津川上流治水問題として=

‘05.1.6

月ヶ瀬憲章の会 浅野 隆彦

1. ダムの比容量は、即、洪水調節効果ではない。

意見書<3-4-1 川上ダムの目的および効果>に、『川上ダムの集水面積は岩倉峡流入地点の流域面積 492.3 km²の 11.1%に過ぎないが、洪水調節容量 1,450 万 m³は集水域の降雨量 265mm分（この降雨量で満水になるという意味ではない）を貯えることができ、岩倉峡上流上野地区の洪水調節に対して、かなり限定的ではあるが、効果はある。』と記しているが、不思議な言い回しの「川上ダム擁護論」ではある。

治水に限って言えば、「川上ダム」は上野地区洪水防御に殆んど役立たない不適地に計画されている。その事が問題である。

その第1点は、集水面積が洪水防御必要地の影響降雨面積の僅か 11.1%であることだ。平均した降雨で考えても、残流域が約9割もあれば、その降雨量が決定的な事態を生む。約1割を貯留すると言うが、前深瀬川、川上川やその周辺の水田、森林の貯留を考慮すると、ダムが存在しなくとも殆んど影響がない。19 kmも離れた流路の河道貯留効果も考慮すると、河川工学者であれば、きっと頷くであろう。（それが第2点でもあるが…）

洪水は、日本のように河道勾配が大きい河川では、その最大となるピーク流量は流域の平均降雨強度最大時の数時間内に生じ、準ピーク状態も短かいのが特長である。

そのようなハイドログラフになる特性が木津川上流にもある訳で、小さい流域で降雨量 265mm分に相当する大きな水襲を備えているからと言って、2日間降雨に匹敵する雨が数時間に降るのでなければ、実際の洪水氾濫を防御することにならないのである。せいぜい、6時間 160mm位で、(1028 洪水)が最大として 191mm/6h が認められるところだ[阿保測候所]。この時、残流域でも平均 150mm/6h 位あり、阿保では長時間継続の豪雨となっており、流出量は相当に増大していた。川上ダム上流域の平均雨量最大 166mm/6h となっているので、この洪水に於ても、この程度の川上ダム上流域の降雨が流域全体の9割に対し、さして言うほどの影響を与えるところではないのである。

以上の事を「費用対効果」の観点で評価するならば、洪水調節容量が集水域に比べ大きく過ぎる川上ダム計画は、「税金の浪費が大きい代物」と断じざるを得ないだろう。

岩倉峡上流上野地区の洪水調節に対して、「ほとんど効果がない。」上に、「費用対効果のマイナスが目立つ。」とするのが正しい判断である。

2. 大事な「洪水防御の働き手」を忘れてはいけない。

現事業中の「上野遊水地」の事である。洪水氾濫原に計画され、周囲堤 E.L139.0mで面積 250ha の遊水地を、現計画を見直し、「洪水ハイピークカット機能」に特化した働きをさせると、非常に目覚しい「洪水防御」を実現する。(この事については、再々詳しく意見書発表しているの、これ以上は述べない。)

何故、この遊水地機能の素晴らしさと実現可能な治水能力を評価していないのか。「岩倉峡疎通量」の積極的な解明が無いというのも、それと合せ大きな疑問である。

3. 「淀川水系工事实施基本計画」(昭和 42 年策定、昭和 46 年改訂) に合致させるべき所は合致させる必要がある。

島ヶ原地点計画高水量 4,500 m³/s の事である。昭和 42 年から『木津川下流、淀川の堤防で脆弱な所があるので、当面は岩倉峡開削が出来ない』として来、38 年経過した今も、同様の話であるが、この口実は、「ダム建設実現」の為に利用している気配が濃厚である。平成 5 年にそれ迄の流量観測に基づき、3,630.61 m³/s の通過量(岩倉観測所地点)を河川管理者が不等流計算で示している。現在は河道水深も増え、横断面積も増え、通過量(計画高水位での)が増大して来た。計画高水位 10.50m で 4,400 m³/s、少く見ても 4,000 m³/s の通過はあるとするのが、私の検討結果である。もし、そうでなくても僅かの開削で出来、それ位の増量で下流水位が上昇するのは僅かである。

委員会意見書で『流入部の小規模な開削も検討する必要がある。』としているが、<今回の「河川整備計画」で、22 年間で下流堤防の整備を完成させ、岩倉峡の適切な開削を終えること。>とすべきである。

川上ダム建設促進に関する

要 望 書

平成17年1月6日

川上ダム対策委員会協議会

川上ダム建設促進に関する要望書

寒冷の候 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年12月5日に京都で開催された淀川水系流域委員会ダムワーキング部会において、河川管理者は、川上ダムの即効性と必要性について中間とりまとめを発表し、翌日には新聞報道がなされたところですが、12月20日の流域委員会では、「ダム建設の必要性について速やかに結論を出すこと」という意見書(案)が出されました。

昭和42年、建設省(現、国土交通省)が予備調査を開始後、37年の歳月が経過しました。この間、私たち水没移転者は、苦渋の決断をして新しい移転地に移住し、平成16年3月に水没全戸移転完了に伴う水没移転者の離村式を、同年6月には集団移転地(31世帯)の開村式を執り行い、生活再建に向け、確実に一步ずつ歩み始めているところです。

しかしながら、先の流域委員会の意見書についての報道を見聞きすると、これまでの水没移転者の苦労は何であったのかという怒りを感じます。私たちは、400年以上前に川上の地を苦労して開き、発展に努力をしてこられた先祖のご霊体を掘り起こし移転をさせるということまでしてきました。永きにわたる川上ダムとの関わり、ダム問題による混乱と苦しみは、私たち移転者にとっては一日たりとも忘れることが出来るものではありません。同時に治水機能、利水、発電の目的を持った川上ダムという公共事業を受け入れた私たちの苦渋の判断は正しかったと確信しております。また、私たちは、川上ダム湖に満々と水が貯えられる日を一日千秋の想いで待っております。

貴職におかれましては、先祖伝来の住み慣れた土地を離れ、断腸の思いで移転した私たち水没移転者の事情をご賢察いただき、河川管理者に対して提言されますよう要望致します。

平成17年1月6日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田 和男 様

川上ダム対策委員会協議会

代表 古川 喜



代表 川上 正



淀川水系流域委員会 御中

新年あけましておめでとうございます。

昨年はいろいろ御苦労頂き有難うございました。

お蔭様で大変勉強になり“一つの事を深く掘り下げ多様な意見との調整をはかる”と云う事を学ばせて頂きました。

その上で私はやっぱり川上ダムは中止して頂きたいと思います。治水対策にもう少し時間をかけて住民にもこの問題を広くPRしてその声を聞き（情報公開を徹底した上で）山を傷つける事は待って頂きたいのです。

愈々最終の 때가迫ってまいりましたが山や生物に代ってお願い申し上げます。

何卒宜敷くお願い致します。

大賀 須賀子

淀川水系流域委員会 様

川上ダムはいりません。

利益のないものの為に税金を払っているではありません。

濱田憲和

淀川水系流域委員会 様

いつも御苦勞様でございます。

私達は、伊賀の自然を愛して、活動している団体です。

川上ダムに関しての、貴会のお考えが発表される時が迫り注目しています。

去年12月18日は、議論を重ねておられた事伺いました。

そして、この1月11日には、更なる議論になることでしょう。

その会議の参考資料にさせていただきたく、ここに当会のあるいは私個人としての意見を送付します。

委員会の皆様が届きますよう、お願いします。

伊賀の水と緑を考える会

事務局長 浜田 不二子

2005.1.7

伊賀 水と緑のたより

発行：伊賀の水と緑
〒518-0221 三重県伊賀市羽府990
浜田方 電話 0595-52-1193
年会費 ¥1,000
郵便振替：00800-5-34338
(水と緑を考える会)

提 言 - 治水にダムは無用 -

今年も各地で、異常降雨による激甚な災害が発生しました。その原因を探ると多くの共通点が見いだされます。

1. 想定規模を超えた豪雨に対しては、ダムは無効どころか、大きな災害をもたらすものである。
2. これらの災害は、ダムに依存してきた体質が、河道整備を遅らせたことに起因することである。
3. 森林の荒廃が、保水力の低下をもたらし、併せて、流木による水害被害を拡大した。
4. これらの洪水被害で、構造において欠陥のある堤防が各地に存在し、それが破堤を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

これらの事実を河川整備計画において、基本とすべきである。よって次のことを河川行政のあり方として提言する。

- 1) 森林整備を公共事業として、推進すること。
- 2) ダムを前提としない河道計画を立て、早急にそれを実現すること。
- 3) 堤防を総点検し、その問題箇所の強化工事を速やかに実施すること。
- 4) 膨大なダム建設予算を、河道整備、森林整備に置き換えること。
- 5) 住民主体で、游水地や霞堤などの地域の特性に対応した洪水対策をとること。

水源開発問題全国連絡会 第11回総会参加者一同
小豆島『海と山』からの水害を考える全国集会参加者一同
2004年10月31日

国土交通省よ！

いま、早急に手がけてもらいたい事業は、
日本中のヒノキ山・杉山の手入れである。

国土を削って、目的のないダムを造ったり、利用が少ない所に立派な道路を通している場合ではない。

日本中に雑林を推進させたのち、価値がなくなると一斉に放り出して今に至る森林組合はほとんど機能せず、隣の差さない山々が日本の至るところにある。それでなくても根の浅い杉・ヒノキだけの山は災害に弱いと言われているのに、手入れをしていないとなるとより一層である。

今年のように、猛威をふるった台風や地震災害があると、これらのもともと弱っている山々が崩れる危険に拍車をかける。実際に、今回の台風でも雑林ラインで崩落が起きている所があり、山の手入れを怠っていることが被害を大きくしているのではないかとと思われる。

このような災害が、次に、日本中のどこで起きても不思議はない。至る所で危険な箇所が名乗りをあげるに違いない。

日本の国土を守り、私たちの大切な人命や財産を守るためには、放ったらかしの人工林の手入れに着手する新たな公共事業を打ち出してもらいたいと、国交省に願う。

- / -

三重県知事

奈良県知事

西宮市市長

伊賀市市長

国交省近畿地方整備局

淀川水系流域委員会

2004年(平成16)11月10日

様

伊賀の水と緑を考える会 代表 森本 博
〒518-0226 青山郵便局私書箱2号
事務局 0595-52-1183

申し入れ書

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は水道事業行政に格別のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私達「伊賀の水と緑を考える会」は、川上ダム建設と利水、即ち水需要の精査・確認についての国交省近畿地方整備局の取り組みを注視しています。

私達の会は、ダム建設と自然環境、費用対効果、水道行政等に関心を持ち日々研鑽しています。特に水需要予測と人口予測は行政側と科学的データーを出し合い、話し合えば必ず皆様方と合意形成ができると信じています。

奈良県におかれましては2004年3月5日、柿本知事が議会で「川上ダムからの利水撤退」を表明されました。水需要の精査確認を将来予測に基づいて出された結論として歓迎しています。

西宮市におかれましては川上ダムにこだわらず費用対効果を整理して近く結論をお出しいただくと聞いています。撤退費用、継続費用、工業用水の転用、周辺自治体との調整があるとも伺っています。私達を大きく励ましていることに水源地域の環境等配慮する必要があるとの見識を示されていることです。

三重県におかれましても水需要の精査をされ、川上ダムからの水利権40%削減の下方修正をされました。県の公共事業再評価委員会は伊賀に水不足があるなら長良川の水を持っていけばとの意見も出ていますが、私達は、伊賀には水不足は起きないと確信しています。川上ダム建設によって自然環境に重大な悪影響を与え、生態系を壊し、次世代に負の遺産を残してはならないというのが私達の結論です。

下記の項目について申し入れ致します。

1. 水需要の精査を早急に行い、データーを添えて国土交通省近畿地方整備局及び淀川水系流域委員会に提出して下さい。
1. 川上ダム建設は中止し、森林公園・親水公園・森林整備・山村地域の活性化策など「緑のダム構想」の実現に努力して下さい。

伊水誌 第 50 号
平成18年12月14日

伊賀の水と緑を考える会
代表 森本 博 様

伊賀市長 今 岡 隆 太



公開質問状の回答について

2004年12月6日付けで、ご質問のありました6項目について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 水価411円/m³は当初の水道整備計画で受水量48,500m³/日の水価です。
水需要見直しに係る用水供給事業の水価については、ダム負担金が定まらないことから未定ですが、専用施設費及びダム建設費のコスト縮減について関係機関に積極的に働きかけていきます。
2. 工場等の新たな立地計画について、水量不足を理由に抑制を行っています。
しかし、用水受水後において、この条件が解消されることから、新たな水需要型工場等の立地も可能になり、進出工場等についてはこれまでの交渉経緯等から可能性の高いものを算入しています。
工場用水量は平成20年で3,005m³/日、平成30年で9,346m³/日、6,341m³/日の増になっていますが、内訳として進出工場等需要量は4,556m³/日、既設工場の地下水からの転用量は1,785m³/日になります。
3. 水道水源には、水量の安定性、安全性、維持管理の容易さ等が必要です。
今回の水需要の見直しにあたっては、これらの観点から長期に渡る自己水源の再評価を実施しましたところ、豊水水利権による表流水の廃止や取水量の減少及び水質悪化による地下水の減少が、自己水源の削減の大きな理由です。
4. 水道水源には、水量の安定性、安全性、維持管理の容易さ等が必要です。
今回の水需要の見直しにあたっては、これらの観点から長期に渡る自己水源の再評価を実施しました。
なお、旧上野市の守田水源については、ダム完成までの豊水水利権として、河川管理者から許可を受けている暫定水利であり、川上ダムを水源とする用水供給事業完成後は、水利権は消滅することとなっています。
5. 水需要見直しに係る用水供給事業の水価については、ダム負担金が定まらないことから未定ですが、専用施設費及びダム建設費のコスト縮減について関係機関に積極的に働きかけていきます。
6. 平成15年度三重県公共事業評価委員会にて伊賀用水供給事業の事業継続が了承され、平成21年4月、給水開始を目指して、三重県企業庁で用水供給事業を進めています。



川上ダムはいりません

伊賀市 一会員

難しい数字やデータは私には何も解りません。

唯、思うのです。山を削り、谷を埋め、沢山の生き物の生命を奪ってダムを作ったとて、得をするのは人間だけです。

人間だけの利益ばかり追い求めてきた結果、

地球はズタズタに傷付きました。

もう少し、質素な生活に戻りましょう。

自然に優しく接すれば、自然も再々牙をむくことはないでしょう。

水と緑は伊賀の誇りです。山にコンクリートはもう沢山です。

ダム建設の費用を堤防や河床の補修・森林の育成に当てる等、あるがままの自然の中で知恵を絞りましょう。

今、私達が歯止めをかけなければ後世に大きな負を残します。

私達が子孫に残せるのは近代的な文明よりもその土台となる自然との共生の心です。

川上ダムは、断じて入りません。

< 報告 > 12月12日水機構による

— 桐ヶ丘住民説明会 —

(当会はこの日に向けて「川上ダムはいりませんパートⅡ」のチラシを作り桐ヶ丘全戸に配布し参加を呼びかけました。)

冒頭で恒吉所長さんから『桐ヶ丘はダムと隣組だから、お互い信頼し合いましょう。』などと挨拶されて、ハイそうしましょう、と無条件で応える住民があこの会場に参加していたか、解りません。

事業進捗状況など、水機構からの型どおり、何ら進展のない説明に、わずか2時間のほとんどを費やそうとしていて、会場からプーイングが起きました。

前回はちょうど一年前。ほとんどの住民は知らないうちに秘かに開かれ終わっていた。これでも『住民説明会を行なった。』と、記載されていく現実。

今年は12月に入ってから回覧板でお知らせしているのを発見。よほど注意していないと見逃すシロモノ。桐ヶ丘を隣組だと本気で思うのなら一軒一軒にちゃんとお知らせを届けてもらいたいと思った。

参加者の多くは、当会発行のチラシを持参していて、以下の質問や意見を述べていました。

『去年要求したこと(ダムの予定地と、桐ヶ丘の高低差を等高線で示せ、水道料金を具体的に示せ。)が、今回も、説明がないのはおかしい。』

『ダム放流の堰の微震動は、住民・住宅に影響が出る筈、心配だ。』

『(湧き水の)止水をコンクリートで対応するのは安易すぎる。環境にも影を落とす。』

『団地とダムが接近している例が他にあるのか。』

『300m向こうにダム湖を抱える桐ヶ丘側の充分なボーリング調査を要求する。』

『岩倉峡の砂搬量は質より増している。今後も堤防補強や河床掘削してゆく方が有効。』

『森林の保水力を全国40カ所で調査して学説を唱えている人がいる。緑のダムの効果は大。』

『活断層は無いと断言できますか。』

『問題が起こったら私らの生活を補償してくれるならダムを造っていいですよ。』

『オオタカ・サンショウウオなどの絶滅危機種が発見されています。これらが発見されれば開発計画はストップするという、環境の取り決めの基本を守って下さい。』

次回は未定とのこと。みなさん!! 水機構の動きを注目しましょう

伊賀の水と緑を考える会 1月 例会まとめ

2005.1.6 17:00～21:30

伊賀市・青山公民館にて

1. 川上ダム建設計画に関して、自治体の動きについて

計画が打ち出されてから、30年もたつて、急に進展した訳は、当時の青山町長松原氏が、議会にもかけずに単独で、建設省に乗りこみ、掛け合った経緯がある。その後の議会の動き、首長の言動には、ダムの目的よりも、ダム建設に伴なう、補助金制度や補助事業補償問題を重点にしていたと見受けられる。

科学的データにもとづいた議論や回答をして来たことがない。

はなはだ説得力に欠けるところである。

2. 淀川水系流域委員会の最終意見書について

- ・ 「住民合意」を重要視してもらいたい。
- ・ 治水専門家が少ない中で、議論しておられるのは不安。
- ・ 川上ダムの建設費は、850億円の予算だが、実際は倍増すると思われる。水価にこれがはね返り、三重県水だけが担うことに耐えられるとお考えか、主婦感覚で議論をしてほしい。ダムを小型化しても、建設費に変化は出ないものと思う。
- ・ 河川局が、活断層についてのコメントが微妙に変化している。

「活断層はありません」⇒「活断層をさけて建設し、耐震装置の有るダムを建設します。」

つまり、近くを活断層があると認めている証拠だ。

3. 水資源公団主催の桐ヶ丘団地説明会でわかったこと

- ・ 「活断層調査は今のところ調査費がおりないため、できていないが、ダム建設すると、決まれば、予算が付くので、調査をします。」
これでは、まともな調査結果が公表されると期待持てません。30数年予算が付いて来たのに、住民に信頼される調査結果の1つも、示してもらえない公団の実態を如実現わしている。
- ・ オオサンショウウお飼育報告開示について
「住民の方におみせする前に、提出しなければならない所がございますので・・・・・・・・。」
ごまかし以外の何ものでもない。

4. 大滝ダム（活断層調査を行わずに建設して地すべりが発生し、予定額の数倍にもなる

総工費建設費で運用も危ぶいダム) の見学ツアーをする。

5. 「川上ダムはいりません」「子ども達の未来にダムはいりません」看板を掲げる計画について

以上

文責 浜田 不二子

淀川水系流域委員会 様

川上ダムは、私たちの地域になんの利益も、ありません。不利益だけは、あります。絶対に、造らないで下さい。

このお正月に、カナダの青年が来宅したので、川上ダム予定地を、案内しました。川上川と前深瀬川の流れをみて、「こんな小川にナゼ、ダムですか。考えられません」と驚いていました。

浜田 不二子

淀川流域委員会様

川上ダム建設に供なう予算で生活道路の整備以外のもの（例えば、オオタカなど重要種 20 種もが棲息する原石山付近のフォーレスト計画地を通る道路）への 2005 年度付けを計上しないようにして下さい。

ダム建設が審議中なのですから、供なう事業すべてはストップし、予算も 2005 年度は計上しないことを水資源公団及び国交省に申し入れて下さい。

伊賀の水と緑を考える会

浜田不二子